

議案第18号

東京電力株式会社原子力発電所事故に係る損害賠償のあっせんの申立て
について

次のとおりあっせんの申立てをするため、地方自治法第96条第1項第12号の規定により、議会の議決を求める。

1 あっせんの申立て先

東京都港区西新橋一丁目5番13号
原子力損害賠償紛争解決センター

2 あっせんの申立人及び申立ての相手方

(1) 申立人 北上市芳町1番1号

北上市

(2) 相手方 東京都千代田区内幸町一丁目1番3号

東京電力ホールディングス株式会社

3 あっせんの申立ての趣旨及び原因

(1) 申立ての趣旨

相手方に対し、平成27年度に発生した費用のうち、支払いに応じない損害賠償の額406,513円を申立人に支払うようあっせんを求めるものである。

なお、申立人は、相手方が損害賠償の一部支払に合意した場合の当該合意額等、損害賠償を求める額から控除すべき額を除いた額であっせんに申立てることができるとする。

(2) 申立ての原因

申立人は、平成23年3月11日に発生した東京電力株式会社原子力発電所事故の放射性物質による影響対策に要した費用についての損害賠償を求めたものであるが、相手方は、これに応じないものである。

令和元年6月13日提出

北上市長 高橋敏彦

提案理由

東京電力株式会社原子力発電所事故に係る損害賠償事件のあっせんの申立てをしようとするものである。